平成２９年（フ）第２５５５号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑130番地
債務者　川合　正人
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５６８号
横浜市戸塚区下倉田町1713番地　第２雪見荘202号
債務者　澤岨　智和
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０号
群馬県沼田市高橋場町2114―１　谷地端第２団地Ａ―101号、住民票上の住所群馬県沼田市栄町185番地　メゾンカラサワ　202号
破産者　小林　拓也
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１８４５号
札幌市西区発寒３条６丁目６番５―405号
破産者　濵田　至保（旧姓笠間）
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７８号
仙台市太白区八木山弥生町21番40号　コスモ仙台八木山202、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目11番13号　アクアパレスＡ201
破産者　沼田　和也
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番３―404号、従前の住所仙台市青葉区栗生３丁目10番地の17　コーポしんやしきⅢ―101
破産者　萱場　真樹（旧姓小野寺・千葉）
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
茨城県水戸市堀町1120―30　ユニバービラ117号、前住所茨城県常陸大宮市下町147番２
破産者　大塚　惠三
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８２号
埼玉県狭山市大字下広瀬787番地の３
破産者　鈴木　直子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２１号
埼玉県富士見市関沢３丁目38番22号
破産者　伊藤　友重
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２９号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目１番４号
破産者　牛山　英雄
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９２号
埼玉県川越市脇田新町４番地21（ＬａＬａ．ＨｏｕｓｅＡ棟104号室）
破産者　横山　　淳
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７１号
埼玉県熊谷市広瀬800番地229
破産者　藤澤　安良
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６９号
新潟県村上市小川940番地
破産者　松本　真希
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２２７号
愛知県一宮市三条字郷西20番地１、開始決定時の住所名古屋市南区三条２丁目15番２号
破産者　細川　幸春
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６４号
名古屋市港区正徳町５丁目40番地の１
破産者　南　　修二
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９９６号
愛知県尾張旭市井田町４丁目99番地　パークハイツ旭Ⅱ101号、従前の住所愛知県瀬戸市水無瀬町206番地
破産者　お食事処昔々亭こと　青木　弘志
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４１号
神戸市須磨区西落合６丁目１番57―103号
破産者　伊賀　啓貴
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部